

# 中世後期ロンドンの金細工師ギルドと「外国人」

## ——規約に注目して——

佐々井 真 知\*

### はじめに

金細工師 goldsmith は、金・銀や宝石など高価な材料を用いて食器類や装飾品類を製作し販売する人びとである<sup>(1)</sup>。中世後期のロンドンで活動する金細工師には、「外国人」が多く含まれていた<sup>(2)</sup>。「外国人」の姿が見られたのは金細工師だけではない。「外国人」に課された特別税の徴収のために 1483 年に行われた税額査定史料からは、帽子工や織布工、ビール醸造人など、多様な手工業・商業に従事する「外国人」がロンドンに居住していたことが明らかになる<sup>(3)</sup>。「外国人」は当時のロンドンの人口の約 6% を占め、その多くは、家族単位での生産活動を行う手工業者だったと指摘されている<sup>(4)</sup>。「外国人」手工業者の姿は決してまれなものではなかったのである。しかし、同職ギルドの管理下での徒弟訓練を経て商人や手工業者として独立していくことが一般的であった当時の社会において、イングランド以外の土地からやってきた「外国人」は、どのようにして活動の場を得て製作や販売に従事したのだろうか。また、「外国人」の流入にさらされた各同職ギルドはどのような対応をとったのだろうか。

「外国人」手工業者については、16 世紀以降のイングランドおよびロンドンにおけるその実態や影響が注目されてきた<sup>(5)</sup>。とくに、ユグノーがもたらした新技術の影響や課税対象としての「外国人」の重要性が多く研究されている。一方で、中世における「外国人」手工業者に関しては、上述のようにその存在は指摘されているものの、具体的な影響や受け入れ側の社会の彼らへの対応についてはまだ検討すべき課題がある。

中世後期の「外国人」手工業者に関するこれまでの研究で注目されたのは、第一に、活動の内容に関する史料が比較的多く残る「外国人」である。王室会計簿、戴冠式会計簿、開封書状・封緘書状、遺言書などを用いて、個人としての「外国人」のイングランド内外における活動が明らかにされてきた<sup>(6)</sup>。第二に、「外国人」が多く従事していた職種については、

---

\*人文学部准教授—中世イングランド史

その職種の同職ギルドと「外国人」との関係が論じられてきた。金細工師ギルド、織布工ギルド、醸造人ギルドなどである<sup>(7)</sup>。

先行研究からは、個人として、また集団としての「外国人」手工業者の姿がある程度明らかにされたといえる。一方で、同職ギルドと「外国人」との関係については、同職ギルド史の中で散発的に「外国人」が取り上げられてきたにすぎないように思われる。「外国人」に焦点をあてて同職ギルドの史料を読み直すことで、各同職ギルドの「外国人」対応の流れをより詳細に追うことが可能になるのではないだろうか。さらに近年では、織布工について、織布工ギルドだけでなく都市当局や王権と「外国人」織布工との関係を論じる研究も見られる<sup>(8)</sup>。「外国人」手工業者について、都市や王権という同職ギルドを取り囲むより大きな枠組みの中で捉える必要があるといえる。

以上の状況を踏まえ、本稿では、中世後期ロンドンで「外国人」を多く抱えていた金細工師ギルドに注目して、「外国人」金細工師と金細工師ギルドとの関係を考えたい。「外国人」手工業者を都市や王権と結びつける前の作業として、「外国人」手工業者と直接対峙することになる同職ギルドの対応を検討するということである。先行研究の成果も利用しながら、史料を再読することで金細工師ギルドの対応をより詳しく明らかにすることを目指す。金細工師ギルドを取り上げる理由としては、「外国人」の金細工師を多く抱えていたこと、王権や市当局との関係が深いこと、さらに「外国人」についての情報を得られる史料が比較的豊富に現存していることが挙げられる。

## 1. ロンドンの金細工師・金細工師ギルド

### (1) 金細工師と金細工師ギルド

金細工師とは、上述の通り、金・銀や宝石などを用いて食器類や装飾品類を製作し販売する人びとを指す。彼らについて、製品の製作を担う手工業者というよりも、製品の流通を独占し、高価な商品を王族や貴族などに販売する商人と捉える方が適切とする考えもあるが、本稿で検討する規約からは、手工業者として活動する金細工師もまた少なからずいたことが示唆される<sup>(9)</sup>。ただし、材料・製品共に高価である点、またそのために金細工師には裕福な人びとが多かったと推測される点で、日用品を製作する手工業者とは区別して考えるべきかもしれない。さらに、銀貨の製造にかかわっていたことも、金細工師が他の手工業者とは一線を画す手工業者／商人であったことの一因である。中世後期を通じて、銭貨製造場の役職者や国王に仕える役人として活動する金細工師がいたことが明らかにされている<sup>(10)</sup>。以上のような仕事、すなわち製品の販売や銀貨の製造において、金細工師は個人としても金細工師ギルドとしても、他の手工業者・商人・同職ギルドに比べて王権とより深いかかわりを持つ

ていたのである<sup>(11)</sup>。

ロンドンの金細工師ギルドが王から最初の特許状を得たのは1327年だが、金細工師の団体が存在していたことを示す史料が作成されたのは1179-80年にさかのぼる。国王の承認を受けずに団体を結成していた18の「ギルド」が罰金を科され、この中に“the Gild of Goldsmiths”が含まれている<sup>(12)</sup>。また各同職ギルドは守護聖人を持ち、守護聖人の名を冠したフラタニティを内包していたが、金細工師のフラタニティである聖ダNSTAN・フラタニティの存在は13世紀後半の金細工師の遺言書に確認できるとされる<sup>(13)</sup>。レッダウェイらによれば、1273年に、ある金細工師の遺言書に「聖ダNSTAN・フラタニティの監事たち」への依頼が見られるとのことである<sup>(14)</sup>。このフラタニティと、上述の1179-80年の史料に見られる“the Gild of Goldsmiths”は連続したものであり、1327年に特許状を得た金細工師ギルドにつながるものと考えられている<sup>(15)</sup>。

1327年にエドワード3世より与えられた特許状は、金細工師からの要求に応じて出されたものである。特許状は製品の品質や販売について規定しており、金細工師の中から監視役を選出すること、違反者を罰することを認めている<sup>(16)</sup>。さらに、金細工師が存在するイングランド内の町や都市すべてに、ロンドンの金細工師が定める規約と同じものを作成し保持することを命じている。この特許状は国王が代わるごとに更新された。特許状を得たことに加え、1366年にはホールが建設され、金細工師ギルドは14世紀中に組織として整えられ発展していったといえる<sup>(17)</sup>。1393年には、新たな特許状を得た。この特許状により、金細工師ギルドは永続的団体とされ、毎年、4名の監事を選出し、彼らが金細工師の仕事と共同体と個々の成員を監督し統治することが認められた。また、年額で20ポンドまでのロンドン市内および近郊の土地を購入する権限も得た<sup>(18)</sup>。

1404年にヘンリ4世より得た特許状では、1327年および1393年の特許状が再確認されたほか、イングランド内のすべての市（“fairs”）での金・銀や金製品・銀製品の検査、監督、試金、管理の権限が与えられた<sup>(19)</sup>。ロンドンの金細工師ギルドがイングランド全体への直接的な影響力を持つことになったといえる。さらにロンドン市内でも金細工師および金細工師ギルドは存在感を示していた。市長や市参事会員を務める金細工師が確認できるほか、団体としても大規模かつ裕福であったことが明らかにされている<sup>(20)</sup>。たとえば、1488年にロンドン市の市会がヘンリ7世の要求に応じて合計4000ポンドを貸付金として供出することを決定し、同職ギルドの成員から成る査定人が83のギルドに対して各同職ギルドの規模に応じて供出金の額を決定したのだが、その際に金細工師ギルドは280ポンドと査定された。これは、服地商ギルドの740ポンド、食料品商ギルドの455ポンド、毛織物商ギルドの420ポンド、仕立商ギルドの386ポンド13シリング4ペンスに次いで多い額である<sup>(21)</sup>。また同職ギルドの人数については、1501年のロンドン市の市会議事録「ジャーナル」に記された47の同職ギルドそれぞれのリヴァリマン（上層の親方）の数によれば、金細工師ギルドは51名とある。最多の食料品商ギルドと仕立商ギルドのそれぞれ84名よりは少ないものの、半数以上の同

職ギルドでリヴァリマンが30名以下であることから、やはり大規模同職ギルドと見なすことができる<sup>(22)</sup>。

15世紀の金細工師ギルドはまた、「外国人」を多く含むことも特徴といえる。たとえば、1469年の史料には113名の「外国人」金細工師の氏名が記されている<sup>(23)</sup>。また、1477年から1478年の史料には179名の金細工師が確認され、うち41名が「外国人」とされる<sup>(24)</sup>。その後、1479年から1514年のうち、人数が確認できる33年間で、417名の「外国人」が金細工師ギルドの規則に従うと宣誓したことも明らかにされている<sup>(25)</sup>。ルーが述べる通り、平均して1年あたり12名の「外国人」が活動を開始していたことになる<sup>(26)</sup>。しかし、金細工師ギルドの監視を逃れて活動する「外国人」金細工師もいたと考えられ、実際はより多くの「外国人」金細工師がロンドンで活動していたと推測される<sup>(27)</sup>。

以上のように、中世後期の金細工師ギルドは、本稿で取り上げる「外国人」金細工師の問題を抱えながらも、ロンドン内外でその影響力を強めていったといえる。

## （2）史料

金細工師ギルドは、中世後期ロンドンの同職ギルドの中で史料が非常に多く現存している同職ギルドの一つである。まとまった史料としては、1334年以降の議事録および会計簿（以後、議事録と表記）、1478年に作成された規約集が現存している<sup>(28)</sup>。議事録は、1334年から1446年までのものが、ジェファソンによって原語（アングロ・ノルマン語、ラテン語、中世英語のいずれか）に現代英語訳を併記した形で刊行された<sup>(29)</sup>。また規約集は一部を除き英語で記されており、これをレッダウェイらが現代英語訳で収録している<sup>(30)</sup>。このほか、ロンドンの教会裁判所や都市裁判所などに残された個々の金細工師の遺言書も、これまでの研究で使用されてきた。

これらの史料のうち、本稿で主に使用する規約集についてやや詳しく見ていきたい。ロンドンの同職ギルドの規約は、14世紀以降、市民権の付与を管理するために同職ギルドがより組織化されるようになったことを背景に、組織の自治のために制定されるようになっていったとされる<sup>(31)</sup>。規約は、市当局に承認を受けた際に市の行政関連文書集に記載され、それによって後世に残る例が多いが、金細工師ギルドのように制定年度の異なる規約を複数記載した規約集が作成されそれが現存している場合もある<sup>(32)</sup>。規約集は、必要時に参照されたと思われるが、集会で読み上げて重要な規約の内容を成員に周知するためにも使用されたようである<sup>(33)</sup>。

規約ではどのようなことが定められたのだろうか。バロンは、規約の内容は個々の同職ギルドによって異なるが、多くの場合は以下の内容を含むとしている<sup>(34)</sup>。ギルド長や監事の選挙、不良品の調査、製品の製造と販売、徒弟の受け入れと訓練、独占の維持、非成員のその職種での活動からの排除、である。金細工師ギルドの規約にもこれらの内容が見られ、内

容の点では一般的な規約の一つといえる。しかしながら、本稿で検討するように、これらの内容に加えて「外国人」への言及が複数見られる点が、金細工師ギルドの特徴である。

金細工師ギルドの規約集は“book”と称され、冒頭にある通り当時の監事4名の指示によって作成された<sup>(35)</sup>。それぞれの規約には番号が振られている<sup>(36)</sup>。5年後の1483年には、各規約をその内容によってAからHの8つに分類し、一覧にしたもの（「目録」（“Calendar”））が冒頭に追加された<sup>(37)</sup>。各規約の冒頭にも、内容に従っていずれかのアルファベットが付された。このことから、目録が追加された1483年の時点でこの規約集を活用しており、今後も活用する意図があったと推測される。規約集には、1327年にエドワード3世から与えられた特許状の英語訳、監事などの役職者や新加入者、徒弟などが宣誓すべき事柄を記した宣誓文集と呼べるものなど、規約以外の文書も含まれているが、本稿では便宜上「規約集」と記すこととする。収録の順序については、同じアルファベットが振られた規約、すなわち同内容に分類される規約が連続する傾向があり、制定年代が明らかになる規約に注目するとおおよそ制定年代の古いものから配列されているようではあるものの、順序に何らかの意図や意味を読み取ることは難しい。目録の前書きにも、金細工師ギルドの「維持、行政上の手引き、よき統治」のために宣誓文と規約を包含する、とあるのみである<sup>(38)</sup>。とはいえ、収録された規約は金細工師ギルドの広範な活動を網羅しており、レッダウェイらが述べるように、この規約集は組織としての金細工師ギルドの構成を当ギルド史上初めて示したものと位置づけることができる<sup>(39)</sup>。

規約集には94の規約が収録されている。規約の制定年代が史料中に記されるものもあるが、不明なものも多い。レッダウェイらは可能な限り年代を明らかにしてそれぞれの規約の冒頭に記しているが、これは議事録との照合に基づくものであることから、本稿でもレッダウェイらに従う。必要に応じてジェファソンが刊行した議事録も参照する。

収録されている規約は、1478年や1483年の時点ですべてが有効だったのだろうか。同じ事柄に関する規約はより新しいものが有効とされたのだろうか。上述のように、1483年にそれぞれの宣誓文・規約の内容を示すアルファベットが付されたことに注目すると、いずれの規約も有効だったと考えるべきだろうか。レッダウェイらによれば、1495年にはギルドの集会で「すべての規約が読み上げられた」と議事録に記されており、その後、1498年には16の規約の読み上げに短縮されたとのことである<sup>(40)</sup>。読み上げられた規約は、品質維持に関する規約や徒弟・職人の訓練に関する規約から成員の葬式への参加を義務付ける規約まで、多様である<sup>(41)</sup>。集会で読み上げられた規約のみが効力を持ったのかどうかは現時点では不明だが、一部の規約が重要視されたと考えることはできる。しかしながら、1478年に過去に制定された規約も含めて規約集が作成され、その後、集会で読み上げられていたということから、規約集には1478年の段階で参照する可能性・価値があるとされた規約が収録されたと推測できるだろう。規約が有効であったか否かにかかわらず、何らかの点で重要性を持つ規約だったのではないか。いずれにしても、規約の有効性については今後も検討を続

ける必要がある。加えて、金細工師ギルドで作成された規約のすべてが収録されたかも不明である。レッダウェイらも、議事録などから存在が推測されるものの、現存していない史料があることを指摘している<sup>(42)</sup>。

このように、規約の有効性や他の規約の存在について留意しなければならないが、それぞれの規約が、少なくとも作成された時点では必要とされていたと考えることは妥当だろう。したがって本稿では、ここで扱う規約すべてが1478年の規約集作成時点で効力を持っていたと捉えるのではなく、規約が制定された年代にどのような対応がとられていたかという観点に立ち、さらに収録されたそれぞれの規約が1478年の時点で重要視されていたことに留意しながら規約を検討したい。

### （3）先行研究

金細工師ギルドについては、1975年に刊行されたレッダウェイとウォーカーの著書が14・15世紀に関して概説をまとめている<sup>(43)</sup>。「外国人」金細工師についても取り上げており、とくに15世紀について、「外国人」金細工師とギルドとの関係を扱っている。しかし同職ギルドの歴史の中での扱いであるため、「外国人」への対応の流れは改めて整理する余地がある。キャンベルは、15世紀の金細工師の製品について、現存するものを用いてその素材や技術などを説明している<sup>(44)</sup>。個人の金細工師を扱った論考としては、サットンによるものがある。サUTTONは、ユトレヒト出身の金細工師でヨーク朝の王に仕えたマルセルス・モーレス Marcellus Maures を取り上げ、王室の会計簿などからその活動内容を明らかにしている<sup>(45)</sup>。

16世紀以降については、外国人移民とイングランド社会およびロンドン社会とのかかわりについて論じたルーが、ロンドンで活動したアントウェルペン出身の「外国人」金細工師に注目した論考を発表している<sup>(46)</sup>。ルーは主に金細工師ギルドの議事録を用いて、「外国人」金細工師の中には、親方として活動することができた熟練した金細工師もいればイングランド人や「外国人」の親方の下で経験を積むために来た職人クラスの人金細工師もおり、「外国人」としてひとくくりにはできないことを指摘している。また、イングランド人と「外国人」の間の技術の伝播の可能性を検討し、親方であれ職人であれ、「外国人」金細工師とイングランド人の金細工師の接触の機会や「外国人」金細工師による徒弟の訓練の実施はあまり多くなかったことを明らかにしている。そのうえで、ロンドンの金細工師の次の世代を育てるという点では、「外国人」は重要な役割は果たさなかったと結論付けている。「外国人」金細工師の多様性やイングランド人と「外国人」の間の接触の程度など、ルーの論考には15世紀以前の「外国人」金細工師の活動やそれに対するギルドの対応を考える際に重要となる論点が示されている。

以上の通り、14・15世紀の「外国人」金細工師や彼らに対する金細工師ギルドの対応については、レッダウェイらの著書で金細工師ギルドの歴史の一部として触れられているのみ

だといえる。「外国人」手工業者に注目してロンドン社会を再考するにあたり、まずは「外国人」金細工師に関する情報を整理していくことが必要だと思われる。

## 2. 金細工師ギルドと「外国人」金細工師

以下では、金細工師ギルドと「外国人」金細工師の関係を検討する。史料としては主に1478年にまとめられた規約集を用いるが、必要に応じて1334年から1446年の議事録も参照する<sup>(47)</sup>。

### (1) 「外国人」金細工師とは

当時の金細工師ギルドは、「外国人」をどのように表現していたのだろうか。規約集では、イングランド人以外の金細工師を表すと思われることばとして、複数形で挙げるとエイリアンズ“aliens”，フォリンズ“foreyns”（“forayns”），ストレンジャーズ“strangers”，ダッチメン“Dutchmen”が用いられている<sup>(48)</sup>。このうち，“aliens”についてロスウェルは、他の国から来た人びとを指すことばと捉えている<sup>(49)</sup>。本稿で扱った規約の文言からも，“aliens”はイングランドではない国や地域の出身者すなわち現代的な意味での外国人を指すと考えていいと思われる。

“foreyns”と“strangers”は、規約を見る限りでは、「外国人」を指すと思われる場合も、ロンドン以外のイングランド出身者を指すと思われる場合も、さらに金細工師ギルドの成員でない者すべてを指すと思われる場合もある<sup>(50)</sup>。また，“foreyns”に“strangers”が含まれる場合もあるし、その逆もある<sup>(51)</sup>。つまり，“foreyns”や“strangers”ということばが「外国人」を指していると捉えるべきかどうかは、個々の状況ごとに検討する必要がある<sup>(52)</sup>。少なくとも、金細工師ギルドが関与する人びとの中に、ロンドン出身の、あるいはロンドンで徒弟訓練を受けた金細工師以外の人びとが含まれていたことは指摘できる。

金細工師ギルドの議事録を刊行したジェファソンは、アングロ・ノルマン語の“estranges” / “estrangers”（英語で“strangers”）と“forayns”について、厳密に言えば“forayns”はイングランド内のロンドン市外から来た人びとを指し，“estranges” / “estrangers”は現代的な意味での外国人を指すが、史料上ではこれらは入れ替え可能なことばとして用いられていると述べている<sup>(53)</sup>。たとえば，“estrangle”と題される一覧の中にヨークやノリッジというイングランド内の都市の出身者が含まれていたり、Johan Vandir Hawe という、その氏名から“Dutchman”つまり「外国人」と推測できる人物が“forayn”とされていたりすることである。

このように，“foreyns”と“strangers”ということばについては、実際に金細工師ギルド

の規約を見ていく際には、その文脈を考慮してそれが指すものを検討する必要がある。本稿では、イングランド以外の出身者すなわち「外国人」に注目するため、以上のことばが規約中で「外国人」を示す、あるいは「外国人」を含むと判断される場合にその規約を分析の対象とする。

“Dutchmen”については、ことばの通りイングランド出身者からは区別されている。ただし、このことばがどの地域の出身者を指すかについては、具体的には不明である。現代英語での“Dutchmen”が意味する「オランダ人」よりも広い地域の出身者を指すことはこれまでも指摘されてきた。レッダウェイらは、スラップにならって低地地方、ラインラント、バルト海沿岸部（リューベック〜ダンツィヒ）の出身者としている<sup>(54)</sup>。また、金細工師ギルドの議事録を刊行したジェファソンも、このことばがドイツと低地地方の出身者を示すことばとして使われたと述べている<sup>(55)</sup>。本稿もこれらにならうこととし、ドイツ・フランドル地方出身者と総称する。「外国人」金細工師にドイツ・フランドル地方出身者が多いことは税額査定の史料から明らかである<sup>(56)</sup>。さらに、後で扱う規約59に「イングランド人であろうと“Dutch”であろうと他地域の出身者であろうと、ロンドンの金細工師ギルドの成員は」とあることから、“Dutch”がイングランド人以外の金細工師すなわち“aliens”の中では多数を占めていたと考えられる。ただし、ジェファソンは、議事録に複数回記載されている“Dutchmen”と題された一覧にはアイルランド人やフランス人などドイツ・フランドル地方以外の出身者も含まれる例があると指摘している<sup>(57)</sup>。このように、このことばが場合によっては“aliens”のように「外国人」全体を意味するものとして使用された可能性があることにも留意したい。

以上の通り、規約や議事録の文言から、ロンドンの金細工師ギルドには「外国人」もロンドン以外のイングランド出身者も存在しており、ギルドはその両方に対応する必要があったことを指摘できる。

## （2）規約に見る「外国人」金細工師

金細工師ギルドの規約集に収録された規約から、「外国人」についての言及があるものを抜粋し、ギルドの「外国人」への対応を整理したい。

検討の対象とするのは、まず、“aliens”、“Dutchmen”など明らかに「外国人」と判断できることばが用いられている規約である。“strangers”、“foreyns”ということばが使用されている規約については、内容から判断してイングランド外からロンドンにきた「外国人」に言及していることが明確である規約のみ扱うこととする。この結果、規約集に収録されている94規約のうち、「外国人」が言及されていると判断できるのは7規約である。このほかに、規約集には収録されていないが、議事録に記載され“Ordinance of Dutchmen”と題されている規約も取り上げる<sup>(58)</sup>。これは1434年にロンドンの金細工師ホールで開催された集会で定

められた。以下では、この8規約を制定された年代順に取り上げ、金細工師ギルドと「外国人」の関係を考えたい。なお、以下で規約に言及する際には、1478年に規約集が作成された際に振られた番号を用いて規約65, 59などと記すこととする。

表：金細工師ギルドで制定された「外国人」に関する規約

| 規約番号 | 制定年代 | タイトル                                                                                                                                             |
|------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 65   | 1394 | For Taking on Strangers who have been Put Out of their own Countries                                                                             |
| —    | 1434 | Ordinance of Dutchmen                                                                                                                            |
| 59   | 1448 | For Alien Chamber-Holders: an Ordinance made in 26 Henry VI by Thomas Leget, Bartholomew Brimsam, Humphrey Hayford and Henry Boode, Wardens      |
| 80   | 1469 | An Ordinance for Taking Assays from Englishmen and Strangers                                                                                     |
| 82   | 1469 | The Ordinance Concerning Foreign Goldsmiths and Dutchmen residing here                                                                           |
| 17   | 不明   | That no Man shall Work in Chambers or Secret Places                                                                                              |
| 18   | 不明   | That no Alien is to be made a Freeman of the Goldsmiths' Craft upon Penalty of £ 20 to be Levied upon the Wardens                                |
| 67   | 不明   | Concerning Men who Live in Westminster or in any Other Sanctuary within Two Miles of the City and Who will Not Keep the Good Rule and Ordinances |

Reddaway and Walker, *Goldsmiths' Company*, pp. 123-124, 209-274 をもとに作成

#### 規約65：For Taking on Strangers who have been Put Out of their own Countries (1394)

規約65は、目録では金細工師の仕事に関する規約に分類されている<sup>(59)</sup>。レッダウェイらが記す通り、議事録にも収録されており、議事録を参照すると1394年に定められたと判断できる<sup>(60)</sup>。ただし、議事録と規約集とでは文言や罰金の額などやや異なる点があり、後述する通り規約集で追加された部分もある。なお、この規約では“strangers”ということばが用いられているが、タイトルから判断して「外国人」を示していると考えていいだろう。また、規約で“strangers”と記されている部分のうちの1か所は1394年の議事録では“nule foreigne ne alien (no one from outside the City of London nor from abroad)”となっているため、このことからここでの“strangers”には「外国人」も含まれると見なすことができる<sup>(61)</sup>。

内容は以下の通りである。金細工師ギルドの成員の中に、追放された者“banished men”や悪人“evildoer”として故郷を離れてロンドンにやってきた“strangers”を受け入れている者がいる。以後はいかなる成員も、“strangers”が善良な性格を証明するものを持参しそれを監事に提示することなしに彼を受け入れてはならない。さらに、そのような“strangers”は、監事に提示され、氏名が“the book”に記入され、忠誠を誓うための彼の親方あるいは保証人を見つけ、親方あるいは保証人がその“strangers”の雇用の最初の年に26シリング8ペンスを金細工師ギルドに納入することなしに雇われてはならない。この規約を破った金細工師はいかなる地位や立場であれ、10マークを罰金として納めなければならない。

このように、“strangers”を雇うことへの条件が多いことから、その雇用が大きく問題視

されていたと推測される。

1394年の議事録にはない文言が、冒頭の、この規約の背景を説明した部分、すなわち、追放された者や悪人を受け入れている者がいる、という部分である。この部分が1478年の時点で追加されたのだとすれば、追放された者や悪人という素性に問題がある可能性がある（と金細工師ギルドが捉える）「外国人」が増加しつつあったことを示していると考えことはできるが、あくまで推測にすぎない。むしろ、規約が制定された1394年という年号に注目すると、追放された者や悪人ということばは1394年当時のものとも考えることもできるのではないか。すなわち、1351年にフランドル伯ルイ・ド・マルがフランドルから反対派を追放し、イングランド王エドワード3世が追放者の保護を決定したことを背景に、14世紀後半に多くのフランドル人がロンドンに流入したとされるが、これを受けて1394年に制定された規約という可能性を考えられる<sup>(62)</sup>。この時のフランドル人は多くが織布工だったとされるが、これによってロンドンの織布工とフランドル人の間に起こった対立を見て、金細工師も14世紀末に追放者の受け入れを禁止したと見ることはできないだろうか。そう考えると、議事録に追放者に関する文言がなく規約集にそれが見られるのは、規約集が作成された際に追加されたというよりも、1394年時点で何らかの文書に記された規約が短縮された形で議事録に収録され、規約集作成の際にはこの規約の制定時点の文言が書き写されたと考えてもいいのではないか。

さらに、「氏名が“the book”に記入され」なければならないという部分も、1394年の議事録には記されていない。この“the book”はおそらく議事録だろう。「外国人」の氏名と、彼らが金細工師として働くためにギルドに納入した金額の記載は14世紀の議事録にも見られるため、1394年の議事録に氏名の記載の言及がないのは氏名の記載が当然のことであったためかもしれない<sup>(63)</sup>。少なくとも1478年の時点で氏名の記載が重要視されていたということとはできる。

また、1394年の議事録と異なるのは、親方あるいは保証人がギルドに26シリング8ペンスを支払うという部分の金額について、議事録では金額は記されず「雇い主がその被雇用者“serving-man”に支払う額」とある点である。加えて、罰金の額は1478年の規約集の方がやや高額だが、この時点で妥当な金額に変更したのだろうか<sup>(64)</sup>。

文言の追加や罰金の額の変更の背景は現時点では明らかにならないが、80年以上前に制定された規約が制定時のまま運用され続け規約集に収録されたと考えるよりも、その時々状況に合わせて調整しながら規約が生かされてきたと考える方が妥当だろう。1394年のものとの違いこそが、この規約の背景にある「外国人」に関する問題が14世紀末から継続していたことを示しているといえるのではないか。

## Ordinance of Dutchmen (1434)

1434年に制定されたのが、議事録に“Ordinance of Dutchmen”と題して収録されている規約である<sup>(65)</sup>。これは1478年に編集された規約集には収録されていないが、1434年時点での状況を知ることができるため、取り上げたい。議事録の他の部分はほぼすべてアングロ・ノルマン語であるのに対し、この規約はすべて英語で記されている。まずロンドン市内やその他の地域で金細工の仕事をしている「“Dutchmen” やその他の『外国人』 (“Dutchmen and other aliens” ) が引き起こす問題について述べられている。問題として、基準以下の金銀を用いていること、規則や監事に従うことを拒否していること、また、市民である金細工師の下で働き、生活の糧をそのような金細工師から得ていること、の3点が挙げられている。

次に、これを踏まえて1434年2月11日に金細工師ギルドの集会で取り決められたことが記される。それによると、2月21日以降、その手工業のいかなる男女も、金細工の仕事を何らかの形で行っている「“Dutchmen” やその他の『外国人』」を働かせてはならないし、金や銀を、加工されているものも未加工のものも、金細工の仕事を行っている「“Dutchmen” やその他の『外国人』」から買ったり彼らに売ったりしてはならない、とある。続けて、「以下の“Dutchmen” は除く」として6名の氏名が記され、さらに「この規約の後に氏名が記入されるであろう人々を除く」とある。規約に違反して「外国人」を働かせるなどした成員には、100シリングの罰金が科された。

この規約からは、そのタイトルから「外国人」金細工師には“Dutchmen”が多く含まれていたであろうこと、また1434年の時点で「外国人」金細工師の製作する製品の品質が問題とされていたことが明らかになる。この問題について金細工師ギルドは、今後、金細工の仕事に従事することができるのは議事録に氏名が記された金細工師のみとした。言い換えれば、金細工の仕事に従事することを望む「外国人」はギルドに「登録する」ことが求められたといえる。「外国人」金細工師をひとまとめにして活動禁止とすることは考えられておらず、個別に対処することを目指していたといえるのではないか。

この規約は、おそらく当面は遵守されたであろうことが議事録のこの規約に続く部分から推測できる。同年5月1日以降、複数の「外国人」が金細工師としての活動を行うためにロンドンの金細工の仕事の秘密を守ることなどを監事の前で宣誓し、金銭を納入したことが記録されている。レッダウェイらのことばを借りれば、「外国人」はロンドンで活動するための「ライセンス」を購入したといえる<sup>(66)</sup>。しかし、ライセンスの購入は1434年以前にも見られる。なぜ1434年の時点で改めて規約で定められたのだろうか。レッダウェイらは、1423年にライセンスなしで活動していた“Dutchman”が罰金を科されたこと、また1424年には不良品の製作により罰金を科された15名のうち10名が“Dutchmen”だったことを、議事録から明らかにしている<sup>(67)</sup>。このような1420年代の状況が、1434年に“Ordinance of Dutchmen”が制定される背景にあったのかもしれない。増加し続ける「外国人」に対する金細工師ギルドの危惧が、この規約から読み取れるのではないか。

規約 59 : For Alien Chamber-Holders: an Ordinance made in 26 Henry VI by Thomas Leget, Bartholomew Brimsam, Humphrey Hayford and Henry Boode, Wardens (1448)

規約集に戻り、1448年に制定されたとされる規約59を見ていく<sup>(68)</sup>。これも、目録では規約65と同じく金細工師の仕事に関する規約に分類される。タイトルから、1448年に当時の4名の監事によって“chamber-holders”である「外国人」に関して定められた規約であることがわかる。

まず、このタイトルにある“chamber-holders”である「外国人」とはどのような人びとだろうか。後で見る1469年に制定された規約82では、“working-houses and chambers of goldsmithry”を設置して活動している「外国人」が問題とされている。ここでの“working-houses and chambers of goldsmithry”は金細工師の仕事を意味すると考えられる。規約59の“chambers”も同様の意味だとすれば、ここで述べられているのは金細工師としての仕事場を持つ「外国人」となる。あるいは、単に「部屋を保有している『外国人』」の意味かもしれないが、その場合も、15世紀に外国人に特別税が課された際の税額査定の一覧に関する研究を参照すると、他人に雇われるような比較的若くて未熟な者というよりは、ロンドンに金細工師として定着しうる能力のある者という意味を含んでいるように思われる。この課税の際には、“householders”と“non-householders”という区分が設けられ、異なる額が課されたが、ボルトンは1482年に決定された課税に関して“chambers”や“apartments”を保有する者にも“householders”と同額が課されたと述べている<sup>(69)</sup>。またオームロッドとマックマンは、課税の際に“householder”に分類された人びとは、一般的には手工業者、商人、また比較的定着していた(“settled”)人びとであり、一方“non-householders”は主に使用人(“servant”)、徒弟、農業労働者あるいは一般的な労働者、その他の移動する労働者だったと述べている<sup>(70)</sup>。これらのことから、この規約にある“alien chamber-holders”は、おそらく仕事場を持ち、独立して働いている、あるいは働くことのできる「外国人」が意図されていると推測していいのではないか。

では、規約の内容を見ていく。本文の冒頭には「イングランド人であろうと“Dutch”であろうと他地域の出身者(“any other nationality”)であろうと、ロンドンの金細工師ギルドの成員は」とあり、ロンドンの金細工師ギルドに「外国人」が相当数いたことがうかがわれる。主旨は、金細工師ギルドの成員は、“alien chamber-holders”を職人(“servants”)として同職ギルドの成員の所有する家屋の中で働かせるのでなければ、彼らを雇うことはできないというものである<sup>(71)</sup>。続けて、そのような人びと(“alien chamber-holders”)に金や銀を売ってはならないし、販売や製造のためのいかなる製品も提供してはならないとある。さらに具体的に、ベルト、ブローチ、指輪なども提供してはならないと続く。違反の場合の罰金は10ポンドである。

上述の通り、“alien chamber-holders”が独立して働いている、あるいは働こうとしている「外国人」を指すとする、この規約59の前半からは、そのような「外国人」であっても、

家の中で、すなわち監督下に置いて活動させるのでなければ雇ってはならないとしていることがわかる。この部分は、「外国人」が成員に雇われる場合の取り決めであり、「外国人」が独立して働くことは禁じられていないと読むこともできる。しかし後半部分を見ると、“alien chamber-holders” に材料や製品を売ってはならないとあることから、職人（“servants”）として働くのでない限り“alien chamber-holders”は金細工の仕事に従事するのは難しいと思われる。「外国人」が独立して金細工師として働くことを、事実上、禁じていると読み取れるのではないか。さらに、この規約で注目すべき点は、冒頭の文言から“Dutch”などの金細工師が存在していることが明らかであるため、この規約が制定された1448年の時点ですでに独立していた「外国人」金細工師は活動できるが、以後は新たな「外国人」の活動は制限されたと考えられることである。

ただし、レッダウェイらが述べているように、この規約は外国人に仕事が与えられること自体を禁じたものではないことも重要である<sup>(72)</sup>。さらに規約の末尾に「監事によって認められた例外は除く」とあり、監事が「外国人」金細工師の活動について個別に許可する場合もあったと推測されることも無視できない。実際に、この規約が制定された1448年以降も金細工師ギルドの成員として活動する「外国人」が存在し続けたことは、以下で扱う規約82（1469年）からも明らかである。当規約がどの程度厳密に守られたのかは議事録等を用いて検討する必要があるが、「例外」とされる「外国人」が少なくなかったであろうことと、しかしやはり金細工師ギルドは「外国人」がロンドンの金細工師と同様に活動することに対して何らかの対策を講じようとしていたことを指摘できる。

#### 規約80：An Ordinance for Taking Assays from Englishmen and Strangers（1469）

規約80も、目録では金細工師の仕事に関する規約に分類されている<sup>(73)</sup>。1469年4月10日の集会で定められたものである。タイトルに、イングランド人と“strangers”に対して製品の品質を調査するとあり、“Englishmen and strangers”という書き方から「外国人」が意図されている。

この規約は、イングランド人金細工師に対しても「外国人」金細工師に対しても、金と銀を用いて製作されたものがギルドの規定と規約に合っているかどうか、最低でも年4回、監事が調査することを定めている。この調査はロンドンだけでなくイングランド王国全体が対象とされている。「外国人」金細工師の姿は文言に“and strangers”と加えられるほどに存在感を持っていたことが示されている。

#### 規約82：The Ordinance Concerning Foreign Goldsmiths and Dutchmen residing here（1469）

規約82も、規約80と同じく1469年4月10日の集会で定められたものである<sup>(74)</sup>。目録では金細工師の仕事に関する規約に分類されている。1478年の規約集にある規約のうち、この集会で定められたことが明記されている規約は5つありいずれも長文であるが、この規

約 82 はとくに長文で、規約制定に至るまでの状況も記されている。現在ロンドン、サザック、ウェストミンスターにいる“foreign goldsmiths”と“Dutchmen”および今後それらの地域に来る人びとについて細かく規定したものである。規約中の“foreign goldsmiths”という文言は、“whether strangers or the king’s subjects”という文言が付されている箇所もあり、イングランドの、ロンドン、サザック、ウェストミンスター以外の地域から来た人びとおよび「外国人」を指すと考えていいだろう。以下でこの規約について述べる場合は、便宜上、「外国人」も含めて「よそ者」と総称する。

まず、規約制定に至る背景が述べられる。これまで、「よそ者」の金細工師がロンドン市内で仕事場（“working-houses and chambers of goldsmithry”）を構え、またサザックとウェストミンスターではこれに加えて店も構えてきた<sup>(75)</sup>。彼らはまた、徒弟や職人（“servants allows”）をとっている。これらのことは王と彼の民にとって有害であり、ロンドンの金細工師にとって不名誉なことである。このような不名誉を避けるために、また歴代の王によってロンドン、サザック、ウェストミンスターの金細工師に与えられた特許状に基づき、1469年4月10日のギルドの集会で以下のように定められた、とある。

その内容は以下の通りである。まず、すでに上述の3地域に居住している「よそ者」金細工師について述べられている。ロンドン、サザック、ウェストミンスターのすべての「よそ者」金細工師で、これらの地域にこの規約の日付の時点で少なくとも5年間居住している者は、ロンドンに仕事場を、サザックとウェストミンスターに店と仕事場を持つことができる。これまでの仕事を継続できるということである。一方で、今後は、「よそ者」金細工師はこれらの地域に居住して職人（“allows”）として5年間仕えるまでは、ロンドンに仕事場を、サザックとウェストミンスターに店と仕事場を持つことができない。

次に、ロンドンの滞在が5年に満たない「よそ者」金細工師について、20シリングを1年以内に監事に支払うことが定められている。

続いて、今後ロンドンに来訪する「よそ者」について記される。「よそ者」の金細工師がロンドン、サザック、ウェストミンスターに来て5年間仕える親方を選んだら直ちに、その親方は彼を監事に提示し、監事が彼を職人（“servant allows”）として認める。その職人は2シリング4ペンスの入会金を聖ダNSTAN・フラタニティに支払わなければならない、また「徒弟がそうするのと同じように」、親方に仕えてから1年以内に監事に20シリングを納めなければならない。その後、その職人がロンドンに仕事場を、サザックとウェストミンスターに店と仕事場を構えることを望むなら、彼は監事の前に来て彼の能力と技術を証明しなければならない。もしそこで、王と彼の民に仕えるに十分な能力があると認められたら、さらに2年間について、善きふるまいを証明する人物を見つけ、その後、彼は監事の前で金細工師ギルドの一員として不良品を製作しないことや監事に従うことなどを誓う<sup>(76)</sup>。そして店や仕事場を構えるために金細工師ギルドに加入したら、監事に6シリング8ペンスを支払わなければならない。これらの決まりに違反した場合、「よそ者」金細工師は監事に40シリングを

支払い、また監事も、規約違反が発覚した際には、監督の不備という理由で 100 シリングを納入する。

以上のように、この長文の規約がその半分程度を割いているのは、今後に来訪する「よそ者」金細工師に関してである。5 年間仕えるべき親方を見つけること、親方はその「よそ者」を監事に提示することという規定からは、その「よそ者」のロンドンに来る時点での技量がどうであれ、ギルドの監督下に置くことが重視されていたといえる。すなわち、この規約は「外国人」の金細工師に対する規約であるとともに、ギルドの成員である親方にも「外国人」対応への協力を求めるものといえる。そのようにして 5 年間働いた後についてもギルドは慎重であり、技術を証明すること、さらに 2 年間、その行いが監督されるべきことを定めている。しかしこれは同時に、しかるべき技術を身につけたのであれば、店などを構えることが認められることを示している。この規約を制定する際に金細工師ギルドが留意していたのは、金細工師ギルドの監督下に置かれない「外国人」が増えていくことだったと推測される。「外国人」を含む「よそ者」は、その存在自体が問題であるのではなく、技術の低下の一因となる可能性と結びついて問題とされていたのではないかと。5 年間の親方の下での働きに 2 年間の善きふるまいの証明を加えると、何らかの形でギルドの監督下にある状況は 7 年間となる。7 年間というのは、金細工師ギルドの徒弟の訓練期間に相当する<sup>(77)</sup>。さらに、上述の通り規約中の文言に「徒弟がそうするのと同じように」監事に 20 シリングを納めるとある。「よそ者」を徒弟のように訓練することで、ロンドンの金細工師にふさわしい技術力が身につけられることを目指したのだろう<sup>(78)</sup>。

また、ロンドンの滞在期間が 5 年に満たない「よそ者」金細工師も 20 シリングを納入するべきとされているが、これは、訓練期間については妥協するが、監事がその行動を把握するという意味で金銭の納入を求めたものではないか。

以上のように、規約 82 は、現在ロンドン、サザック、ウェストミンスターで活動している「外国人」金細工師を滞在期間の長短によって区別していること、今後來訪する「外国人」金細工師への対応が記されていることが注目に値する。金細工師ギルドが「外国人」金細工師を受け入れたうえで管理しようとしていたことを示しているのではないだろうか。

#### 規約 17: That no Man shall Work in Chambers or Secret Places (制定年代不明)

規約 17 は制定された年代は明記されていない<sup>(79)</sup>。ただし、以下で見る通り文中に「ヘンリ 4 世治世第 5 年に確認された」特許状に反して、とあり、この特許状は 1404 年のものとされるため、それ以降に作成されたものである。

目録では金細工師の仕事についての規約に分類されている。内容は以下の通りである。「外国人」「aliens」もイングランド人も、たびたびロンドンの隠れた場所で仕事場を構えたり暗い路地で店を構えたりしている。さらに彼らはそれらの場所で、高貴な人びとが所有していた皿などを、それらを盗んだり、不名誉な方法で入手したりした者から購入しており、また

質の悪い金製品・銀製品を製作している。これはギルドの規約に反することであり、エドワード3世によりその治世第1年（1327年）にギルドに与えられ、その後ヘンリ4世の治世第5年（1404年）に確認された特許状の内容に反するものである。このため、そのような仕事場や店を構えている者はそれらの場所から出され、誠実な金細工師の下で働かされるか、あるいはロンドン市およびその周辺から追放されることになる。そのような違反者とかかわりを持つ者は、「外国人」であれイングランド人であれ、その都度40シリングを慈善のために支払わなければならない。また、違反者とかかわりを持っている者を発見した者は監事に知らせるべきであり、そうすれば手間賃として6シリング8ペンスを得る。

この規約は、「外国人」金細工師の活動に関する規約ではなく、あくまで規約や特許状に反する活動をとって不良品を製作している金細工師に関する規約である。金細工師ギルドが製品の品質の維持を重視していることを示す規約といえるが、本稿では、違法な製作活動を行う者にも、そのような人物とかかわる者にも、「外国人」がいたことに注目したい。「外国人」が一定数ロンドンの金細工師として定着しており、イングランド人と同様に違反者もいればそうでない者もいたことを、この規約から指摘できる。

規約18：That no Alien is to be made a Freeman of the Goldsmiths' Craft upon Penalty of £20 to be Levied upon the Wardens（制定年代不明）

続く規約18も、制定された年代は不明である<sup>(80)</sup>。目録では監事向けの規約に分類されている。この規約からは、「外国人」「aliens」による問題とそれへの厳しい対処が明らかになる。

内容は以下の通りである。これまで、多くの「外国人」がロンドンの金細工師ギルドのフリーマン（“freeman”）となり、長年にわたり成功をおさめ、かなりの財産を蓄えてきた<sup>(81)</sup>。彼らはそれをしばしば海外に持ち出し、出身国で多くの動産・不動産を購入している。このことは、この王国を貧窮に陥らせ、損害を与え、金細工師ギルドに不名誉をもたらしている。それゆえ、いかなる「外国人」もロンドン市において金細工師のフリーマンとはなれないこととする。この規約に反した場合—すなわち、監事が「外国人」がフリーマンとなることを認めた場合—は、監事に20ポンドの罰金が科せられる。この罰金は次の代の監事が取り立てることとし、彼らが4ポンドを受け取り、残りは慈善のために使用される。ただし、王の意志であり、王の書状が監事に送られ、それに当ギルドの成員全体が合意した場合は除く。

以上のように、この規約18は、おそらく、この規約以後についてだと思われるが、「いかなる『外国人』にも金細工師ギルドのフリーマンになることを禁じる、すなわち「外国人」が金細工師として活動することを禁止する」という、本稿で見えてきた規約の中では最も厳しい対応をとったものである。その理由として記された事態が実状を示したものであるとすれば、以下の3点が興味深い。まず、「長年にわたり成功をおさめ、かなりの財産を蓄えてきた」「外国人」金細工師が存在したことである。彼らはこのような規約が制定されるほど存在感を持っていたのである。以上で見えてきた規約に、「外国人」がイングランド人と同様にギルドの成

員として扱われている例が複数あるが、この規約も合わせて考えると、単に金細工師として活動していただけでなく、金細工師として成功し、財産を蓄えることができた「外国人」が15世紀後半のロンドンにいたことが示される。

次に、ロンドンで「成功する」には移住先であるロンドンでネットワークを築き活用していたと推測されるが、そのような「外国人」が、出身地とのつながりを維持していたと考えられることである。出身地での動産・不動産の購入という点からは、いずれ出身地に戻ることを考える外国人もいた可能性もある<sup>(82)</sup>。

3点目は、問題とされたのが、金細工師の仕事に直接関係する事柄ではなく、外国人が財産を出身地すなわち外国で使用していること、という点である。15世紀半ばに「外国人」への特別税をはじめ「外国人」の活動を制限する複数の法が制定されているが、この背景にあったのが、イングランドの富が海外に流れているというイングランド人の感情である。これにより、イングランドにおける「外国人」商人同士の取引が禁じられたり、王国の外へ貨幣を持ち出すことが禁じられたりした<sup>(83)</sup>。すなわちイングランドの富がイングランド以外を富ませることを禁じたのである。規約18の制定の背景にも、このような、ロンドンで得た富をイングランド以外の地で用いていることへの反感があったのかもしれない。

規約18は、作成年代は不明だが、中世後期の金細工師ギルド内での「外国人」に関する問題を示すとともに、当時のロンドンの、あるいはイングランド全体の「外国人」に関する問題を反映しているといえる。

規約67：Concerning Men who Live in Westminster or in any Other Sanctuary within Two Miles of the City and Who will Not Keep the Good Rule and Ordinances（制定年代不明）

この規約は、目録では金細工師ギルドの共通の利益とよき統治に関する規約に分類されている<sup>(84)</sup>。タイトルには「外国人」を意味することばはないが、その内容は「外国人」に関するものである。ロンドン、ウェストミンスター、そしてシティから2マイル以内にあるいずれかの聖域に居住している“Englishmen or others”で、金細工師ギルドの規則や規約を守ろうとしない者についての規約とある。“Englishmen or others”ということばから、「外国人」が含まれているのは間違いないだろう。これらの人びとが、調査や罰則や規則に従うことを拒否したり、他人にもそうするようにそそのかしたり、指示によく従っている人びとを妨害したりした場合、“Englishmen”であれ“strangers”であれ金細工師ギルドの成員は、彼らが規則に再び従うまでは彼らを雇ってはならないし、金銀を材料として製品を製作させてはならないし、また助けや助言を与えてはならないとされている。違反した場合は10ポンドの罰金である。

この規約で注目したいのは、まず、規約17と同様に金細工師ギルドの成員にも取り締まりの対象となる者にも「外国人」が含まれている点である。上述のように“Englishmen”であれ“strangers”であれ金細工師ギルドの成員は」とあることに加え、規則や規約につい

て、監事が“Englishmen”と“strangers”の両方から成る仲間の同意を得て集会で定められたものという説明が付されており、イングランド人ではない“strangers”すなわち「外国人」がギルドの成員として存在していたことがわかる。一方で、規則や規約を守らないイングランド人や「外国人」の金細工師がいたことが明らかになり、「外国人」金細工師の多様性が垣間見える。

加えて、聖域で活動する「外国人」金細工師の存在が明示され、「外国人」手工業者の活動場所としての聖域の重要性が示唆される点も注目に値する。マクシェフリは16世紀ロンドンの聖マーティン・ル・グラン共住聖職者教会の聖域で活動していた「外国人」製靴工に注目し、彼らと市民・ロンドンの製靴工ギルド・市当局などとの関係性を論じているが、当規約からは15世紀でも聖域の「外国人」手工業者が同職ギルドから問題視されていたことがわかる<sup>(85)</sup>。聖域における「外国人」の活動については、引き続き検討したい。

この規約67の制定年代は不明であり、制定の背景となる具体的な出来事があったのかも規約のみからでは明らかにならない。しかし、金細工師ギルドが1478年の時点でロンドンに加えウェストミンスターや聖域にいる「外国人」の金細工師を認識しており、彼らが規則・規約を守らないことを問題視していたことは明らかである。加えて、彼らが規則・規約に従うのであれば活動を容認するという姿勢をとっていることもまた、重要である。当規約からも、金細工師ギルドが「外国人」の排除ではなく「外国人」をギルドの監督下に置くことを重視していたことが示唆される。

### (3) 金細工師ギルドの「外国人」への対応

以上の8規約から、金細工師ギルドの「外国人」対応について以下のようにまとめることができる。

まず、年代に注目したい。遅くとも規約65の制定された1394年以降、金細工師ギルドは「外国人」への対応を迫られ続けていたといえる。もちろんこれは規約のみからの結論だが、14世紀末から、「外国人」に関する規約を制定する必要があったという可能性は指摘できる。それらの規約は15世紀には「外国人」に対してより詳細な内容を含むようになり、「外国人」の影響力の大きさが中世後期を通じて金細工師ギルドの懸念の一つであり続けたことがうかがえる。近年は「居住外国人」への注目が高まっているが、「居住外国人」の出身地や人数などの概要の研究とともに、受け入れ側である都市や各種団体などの対応に関する研究からも、「居住外国人」の定着の様相などがわかってくるのではないかと<sup>(86)</sup>。

規約からはまた、「外国人」の多様性が明らかになる。滞在歴・能力・活動状況などが様々な「外国人」金細工師が14・15世紀のロンドンで活動しているか、あるいは活動することを望んでおり、ギルドはそれぞれに対応する必要があった。「外国人」をひとくくりにして論じることではその実態が明らかにならないことが示されたといえる。16世紀についてルー

が指摘している「外国人」の多様性は、それ以前の時期についても当てはまるといえよう<sup>(87)</sup>。

規約の内容に注目すると、「外国人」を金細工師ギルドの成員の家の中で働かせること自体は一貫して認められていることを指摘できる。規約で示されているのは「外国人」を働かせることについての要件であり、「外国人」の雇用自体は禁じられてはいない。規約 65 (1394 年) では、「外国人」を雇う際に監事の許可が必要であることが定められているが、これはすなわち、監事の許可を得れば「外国人」を家の中で働かせることができるということである。規約 59 (1448 年) は、“chamber-holder”である、おそらく独立して働く能力のある金細工師も、成員の所有する家屋の中で働かせるのでなければ雇ってはならないとするが、成員のもとでなら金細工師として活動できると捉えられる。規約 82 (1469 年) も、その後来訪する「外国人」金細工師に対して職人としての就労を義務付けているが、職人として働くことは可能ということである。さらにそのように働いた後で所定の手続きを踏めば、独立することも認めている。以上のように、これらの規約が制定された 13 世紀末から 15 世紀後半まで、金細工師ギルドは「外国人」に対して、少なくとも一定の期間は成員の監督下で働くことを求めているが、言い方を変えれば、成員の監督下であれば働くことを認めていたといえる。

一方で、ギルドの成員の監督下で働くなら活動してもよいということは、裏返せば、「外国人」が独立して働くことを阻止するということである。直接的に、独立しての活動を阻止する、あるいは困難にすることを金細工師ギルドが意図していたことがわかる規約もある。上述のように、規約 59 (1448 年) は、事実上、「外国人」が独立して働くことを禁じていると読み取れる。また、規約 18 (制定年代不明) は、監事への高額な罰金とともにいかなる「外国人」も金細工師のフリーマンになれないと定めており、「外国人」がイングランド人の金細工師と同様に金細工師として独立して働くこと、ギルドの一員として活動することは難しくなったことがわかる。規約 18 の制定年代が不明であるため年代ごとの傾向を読み取ることは難しいが、15 世紀を通じて金細工師ギルドは「外国人」金細工師を、監事をはじめとする成員の目の届く範囲で活動させようとしていたことをこの点からも指摘できる。

しかしながら、規約 59 (1448 年)・80 (1469 年)・17 (制定年代不明)・18 (制定年代不明)・67 (制定年代不明) からは「外国人」が金細工師ギルドの成員として活動していたこと、“Ordinance of Dutchmen” (1434 年) からはおそらく金銭の納入が必要だと思われるものの議事録に氏名が記されれば活動できたことが読み取れる。上述の、成員の監督下での雇用の促進と独立して働くことの禁止と矛盾しているともいえるこの状況は、どう考えるべきだろうか。1 (2) で述べた通り、それぞれの規約すべてが、規約集にまとめられた 1478 年の時点で効力を持っていたのかどうかは不明である。効力を持っていたとすれば、互いに矛盾するこれらの規約は金細工師ギルドの状況や個々の「外国人」金細工師の状況に応じて使い分けられたのだろうか。より最新のものが利用されたとすれば、外国人の活動については 1469 年の規約 82 か、制定年代の手掛かりがない規約 18 が適用されたことになり、遅くとも 1460 年代には「外国人」が独立して働くことがそれ以前より難しくなったことを示して

いるといえる<sup>(88)</sup>。

同時に、規約の末尾に留保がつく場合があることも指摘したい。規約 18（制定年代不明）によると、王からの書状に成員が同意した場合は「外国人」がフリーマンとなることが可能であり、規約 59（1448 年）によると、監事が個別に判断した場合は“alien chamber-holders”への制限は適用されない。「外国人」をひとくくりにして扱うのではなく、個別の状況に対応しようとしていたこと、そうすることが金細工師ギルドにとって利益となると考えられていたことを推測できる。

以上のように、金細工師ギルドの規約からは、金細工師ギルドの一員として働く「外国人」がいたこと、しかし基本的には金細工師ギルドは「外国人」をその監督下に置いて働く限りにおいて彼らの活動を許可することを目指していたこと、15 世紀中に「外国人」への風当たりが強くなっていった可能性があること、を指摘できる。金細工師ギルドのこのような状況の背景の一つには、ロンドンの金細工師のもとでの訓練を受けていない「外国人」による製品の品質の低下を避けるという目的があったと考えられる<sup>(89)</sup>。金細工師ギルドの状況やロンドンへの「外国人」手工業者の流入の状況と規約の制定との関係は、今後の検討課題の一つだが、現時点では少なくとも、金細工師ギルドの「外国人」への対応は、「外国人」との共存を模索した、あるいは模索せざるを得なかった例の一つということができる。

## おわりに

1478 年に作成された規約集に収録された規約および 1434 年の“Ordinance of Dutchmen”を検討すると、ロンドンの金細工師ギルドは中世後期を通じて「外国人」への対応に追われていたといえる。このことは同時に、それだけ多くの「外国人」金細工師がロンドンにおり、金細工師として働いていた、あるいは働こうとしていた、ということを示してもいる。しかし当然ながら、現存する規約集に収録された規約の分析だけでは金細工師ギルドの「外国人」への対応についての検討としては不十分である。上述の通り、当時存在していたものの現存していない史料がある可能性もある<sup>(90)</sup>。そのような史料の存在や、本稿で扱った規約の実際の利用について、議事録を調査することである程度は明らかにできると考えている。さらに、議事録からは、現存する税額査定史料や遺言書からは明らかにならない多様な地域からの金細工師がロンドンで活動していたことを把握できる<sup>(91)</sup>。

また、金細工師ギルドの例が当時のロンドンの同職ギルドと「外国人」とのかかわり方として一般的といえるかどうかとも検討しなければならない。上述の通り、ロンドンの金細工師および金細工師ギルドは王権とのつながりが深いとともに、ロンドン市政にも影響力を持っていた。さらに金細工師は手工業製品の製作に従事していたものの、高価な材料を用いたその製品は日用品というより奢侈品であることが多かったと思われ、一般的な手工業者として

他の手工業者と単純に比較することは避けるべきかもしれない。しかしながら、本稿で検討した規約には、品質の維持に取り組む手工業ギルドの側面が現れていた。金細工師ギルドの特殊性を考慮しながらも、その手工業としての仕事の面に注目することで、他の手工業による「外国人」とのかかわり方と比較することができると思われる。金細工業の他に多くの「外国人」を抱えていた職種としては、織布業が挙げられる。14世紀のロンドンの「外国人」織布工は、「外国人」金細工師とは異なり、イングランド人の織布工ギルドとは別に独自の団体を結成していたことが明らかにされている<sup>(92)</sup>。ロンドンの同職ギルドごとの対応の類似点・相違点を明らかにしていくことで、ロンドンの同職ギルドと「外国人」手工業者のかかわり方の要因となるものを検討することが可能になる。同職ギルドと「外国人」とのかかわり方に違いがあるとすれば、それは職種による違いなのか、流入してくる「外国人」の能力による違いなのか、同職ギルドと王権や市当局との関係のあり方による違いなのか。これらの点を考察することで、様々な職種に見られる「外国人」が、ロンドンの手工業においてどのような位置づけにあったのかを示すことができ、「外国人」とロンドン社会との関係の一端が明らかにされると期待できる。

今後は以上の点を念頭に置き、「外国人」手工業者とロンドンの社会との関係を考察していきたい。

本研究は、JSPS 科研費（基盤研究（C）平成28～30年度「中世後期ロンドンの『外国人』と都市社会」（研究代表者：上野未央）、課題番号：16K03123）の助成を受けたものである。

## 注

- (1) 金細工師 goldsmith は、その仕事の内容から、金銀細工師と訳すべきかもしれないが、史料上の goldsmith ということばをそのまま訳して金細工師とする。なお、本稿は、2018年4月21日に九州大学にて実施された九州西洋史学会春季大会シンポジウム「中世後期ロンドンの『外国人』と都市社会」における筆者の報告「中世後期ロンドンの同職ギルドと『外国人』—金細工師を中心に—」をもとにしているが、大幅に加筆修正した。当シンポジウムの要旨は以下を参照。佐々井真知「中世後期ロンドンの金細工師ギルドと『外国人』」『西洋史学論集』56（2019年）、pp. 9-13.
- (2) T. F. Reddaway and Lorna E. M. Walker, *The Early History of the Goldsmiths' Company 1327-1509* (London, 1975), p. 120. 中世後期のロンドンにおいて、誰が「外国人」とされるかはその時々状況により変化した。たとえば、「外国人」に対する課税では、ある年の課税では課税対象とされたハンザ商人が、別の年の課税では対象外となる例がある。本稿ではイングランドの領域外から来た人びとを念頭に置き、「外国人」と記すこととする。J. L. Bolton, ed., *The Alien Communities of London in the Fifteenth Century: The Subsidy Rolls of 1440 and 1483-4* (Stamford, 1998), pp. 1-5.
- (3) Bolton, *Alien Communities*, pp. 136-140.
- (4) Bolton, *Alien Communities*, pp. 8-9, 18-19.

- (5) 須永隆『プロテスタント亡命難民の経済史 近世イングランドと外国人移民』（昭和堂、2010年）；中川順子「近世ロンドンの外国人—イギリス財政における外国人の貢献—」『西洋史学』184（1996年），pp. 51-66；同「近世ロンドン社会における外国人受容と外国人の法的地位」『文学部論叢』107（2016年），pp. 11-22；L. B. Luu, *Immigrants and the Industries of London 1500-1700* (Abingdon, 2005).
- (6) たとえば, Jonathan Harris, “Two Byzantine Craftsmen in Fifteenth-Century London”, *Journal of Medieval History* 21 (1995), pp. 387-403; Anne F. Sutton, “Marcellus Maures Alias Selis, of Utrecht and London, a Goldsmith of the Yorkist Kings”, *Ricardian* 17 (2007), pp. 73-83.
- (7) Reddaway and Walker, *Goldsmiths' Company*; Jonathan Good, “The Alien Clothworkers of London, 1337-1381”, in *The Ties that Bind: Essays in Medieval British History in Honor of Barbara Hanawalt*, ed. by Linda E. Mitchell, Katherine L. French, Douglas L. Briggs (Aldershot, 2010), pp. 7-19; Judith M. Bennett, *Ale, Beer, and Brewsters in England: Women's Work in a Changing World 1300-1600* (Oxford, 1996).
- (8) Bart Lambert and Milian Pajic, “Immigration and the Common Profit: Native Cloth Workers, Flemish Exiles, and Royal Policy in Fourteenth-Century London”, *Journal of British Studies* 55 (2016), pp. 633-657.
- (9) ラルフ・グリフィス編, 北野かほる監訳『オックスフォード ブリテン諸島の歴史 5 14・15世紀』（慶應義塾大学出版会、2009年），pp. 269-271; Marian Campbell, “Gold, Silver and Precious Stones”, in *English Medieval Industries: Craftsmen, Techniques, Products*, ed. by John Blair and Nigel Ramsay (London, 1991), pp. 107-166; Caroline M. Barron, *London in the Later Middle Ages: Government and People 1200-1500* (Oxford, 2004), pp. 72-73; Reddaway and Walker, *Goldsmiths' Company*, p. xx.
- (10) Reddaway and Walker, *Goldsmiths' Company*, pp. xxiii-xxiv; S. P. Harper, “Royal Servants and City Fathers: The Double Lives of London Goldsmiths at the Court of Henry VII”, in *Medieval Merchants and Money: Essays in Honour of James L. Bolton*, ed. by Martin Allen and Matthew Davies (London, 2016), pp. 177-193. ハーパーは4名の金細工師とヘンリ7世との関係を詳述し、さらにロンドンと王権の関係を、王権との結びつきが強かったロンドン市民に注目して論じている。なお、ミント “mint” の訳語として銭貨製造場をあてたが、これは以下の文献を参考にした。鶴島博和「なぜ銀のペニー貨は中世イングランドにおいて流通したのか—権力=王権と銀品位と信用=貨幣製造人の三位一体—」『お茶の水史学』61（2017年），pp. 111-152 (p. 138, 注7).
- (11) Harper, “Royal Servants and City Fathers”, pp. 178-179; Reddaway and Walker, *Goldsmiths' Company*, pp. 175-176.
- (12) Reddaway and Walker, *Goldsmiths' Company*, p. xix; G. Unwin, *The Gilds and Companies of London* (London, 1908), pp. 47-49; 坂巻清『イギリス・ギルド崩壊史の研究—都市史の底流—』（有斐閣、1987年），pp. 40-41; Barron, *London in the Later Middle Ages*, pp. 200-201.
- (13) Barron, *London in the Later Middle Ages*, pp. 206-207.
- (14) Reddaway and Walker, *Goldsmiths' Company*, p. xx.
- (15) Unwin, *Gild and Companies*, pp. 57-58; Reddaway and Walker, *Goldsmiths' Company*, p. xx.
- (16) 特許状は規約集に収録されている。Reddaway and Walker, *Goldsmiths' Company*, p. 1, pp. 222-224.
- (17) Reddaway and Walker, *Goldsmiths' Company*, p. 30.
- (18) Reddaway and Walker, *Goldsmiths' Company*, pp. 68-70.
- (19) Reddaway and Walker, *Goldsmiths' Company*, p. 93.
- (20) 市参事会員を務めた金細工師については、Reddaway and Walker, *Goldsmiths' Company*, pp. 40-42, 99-100, 275-316 など。1190年から1558年までのロンドン市長の一覧は、以下を参照した。Barron, *London in the Later Middle Ages*, pp. 311-355.

- (21) 魚商ギルドも同額を割り当てられた。Matthew Davies, “Artisans, Guilds and Government in London”, in *Daily Life in the Late Middle Ages*, ed. by Richard Britnell (Stroud, 1998), pp. 125–150 (p. 140); Laetitia Lyell, *Acts of Court of the Mercers’ Company, 1453–1527* (Cambridge, 1936), pp. 186–189.
- (22) E. B. Jupp and W. Pocock, *An Historical Account of the Worshipful Company of Carpenters of the City of London* (London, 1887), pp. 290–291; 坂巻『ギルド崩壊史』, p. 100.
- (23) Reddaway and Walker, *Goldsmiths’ Company*, p. 120. ルーは1468年の史料としている。L. B. Luu, “Aliens and their Impact on the Goldsmiths’ Craft in London in the Sixteenth Century”, in *Goldsmiths, Silversmiths and Bankers: Innovation and Transfer of Skill, 1550–1750*, ed. by David Mitchell (Stroud, 1995), pp. 43–52 (p. 44).
- (24) Reddaway and Walker, *Goldsmiths’ Company*, p. 138. 41名の「外国人」のうち、シティに居住する外国人が23名、ウェストミンスターとサザックに居住する外国人が18名である。
- (25) Reddaway and Walker, *Goldsmiths’ Company*, p. 171.
- (26) Luu, “Aliens and their Impact”, pp. 44–45.
- (27) 16世紀後半に関しては、ルーが、1571年から1593年に金細工師ギルドの許可なく活動していた「外国人」金細工師が48名いたことを確認している。Luu, “Aliens and their Impact”, p. 45.
- (28) 金細工師ギルドが作成した議事録や規約集などの史料は、大部分は金細工師カンパニー (The Goldsmiths’ Company) が所蔵しており、一部はロンドン市公文書館が所蔵している。本稿で参照した刊行史料の原史料は、金細工師カンパニーが所蔵している。金細工師カンパニーのウェブサイトを確認した。(https://www.thegoldsmiths.co.uk/craft/library-research/library-holdings/#archives (最終閲覧日: 2019年11月11日))
- (29) Lisa Jefferson, ed., *Wardens’ Accounts and Court Minute Books of the Goldsmiths’ Mystery of London 1334–1446* (Woodbridge, 2003). 議事録で使用されている言語については以下を参照。Lisa Jefferson, “The Language and Vocabulary of the Fourteenth and Early Fifteenth-Century Records of the Goldsmiths’ Company”, in *Multilingualism in Later Medieval Britain*, ed. by D. A. Trotter (Cambridge, 2000), pp. 175–211.
- (30) ラテン語で記されているのは、エドワード4世からロンドンとミドルセックスのシェリフに宛てられた令状の写しと、財務府の書類の写しとのことである。これらは88と番号が振られている。これらについては、レッダウェイらは転写や翻訳は掲載せずに内容を紹介するにとどめている。Reddaway and Walker, *Goldsmiths’ Company*, pp. 209, 268.
- (31) Barron, *London in the Later Middle Ages*, pp. 207–208. 市民権の付与への同職ギルドの関与については、以下を参照。Christian D. Liddy, *Contesting the City: The Politics of Citizenship in English Towns, 1250–1530* (Oxford, 2017), pp. 44–46.
- (32) たとえば、服地商ギルドの規約集が現存している。Anne F. Sutton, *The Mercery of London: Trade, Goods and People, 1130–1578* (Aldershot, 2005), p. 180, pp. 352–353, p. 509.
- (33) Sutton, *Mercery of London*, p. 180.
- (34) Barron, *London in the Later Middle Ages*, pp. 207–208. 中世後期のロンドンの同職ギルドの規約については、坂巻『ギルド崩壊史』, pp. 60–75 も参照。
- (35) Reddaway and Walker, *Goldsmiths’ Company*, p. 212.
- (36) レッダウェイらによれば、この番号は当時のものとすることである。Reddaway and Walker, *Goldsmiths’ Company*, p. 209.
- (37) 規約の分類は以下の通り。A: 宣誓文, B: 監事や監事の仕事に関する規約, C: 徒弟向けの規約, D: リヴァリマン向けの規約, E: 金細工師の仕事, 金と銀の品質, 不良品を製作した際の罰則に関する規約,

- F：金細工師ギルドの共通の利益とよき統治に関する規約，G：寄付と遺贈に関する規約，H：仲買人と、施しを受ける人びと（“almsmen”）に関する規約。Reddaway and Walker, *Goldsmiths' Company*, pp. 209–274（目録は pp. 210–211）。1483年に目録が加えられた後も新たな規約や様々な文書が追加されていった。94と番号が振られた規約は1493年のもので、1478年に集成がまとめられた後に追加された。レッダウェイらによれば、この規約の後にも複数の文書が収録されており、最後に記されているのは1550年から1576年までの年ごとの収入の合計とのことである。
- (38) Reddaway and Walker, *Goldsmiths' Company*, pp. 210–211.
- (39) Reddaway and Walker, *Goldsmiths' Company*, pp. 174–175.
- (40) Reddaway and Walker, *Goldsmiths' Company*, p. 175.
- (41) Reddaway and Walker, *Goldsmiths' Company*, p. 175.
- (42) Reddaway and Walker, *Goldsmiths' Company*, p. 121, p. 156, n. 7.
- (43) Reddaway and Walker, *Goldsmiths' Company*.
- (44) Campbell, “Gold, Silver and Precious Stones”. このほか、ラトキンの2008年の博士論文が、1360年から1413年までの金細工師ギルドと王室の関係を論じているようだが、未入手である。J. A. Lutkin, “Goldsmiths and the English Royal Court, 1360–1413”, unpublished Ph.D. thesis, University of London (2008).
- (45) Anne F. Sutton, “Marcellus Maures”.
- (46) Luu, “Aliens and their Impact”.
- (47) Reddaway and Walker, *Goldsmiths' Company*, pp. 209–274; Jefferson, *Wardens' Accounts*.
- (48) 形容詞の “Dutch” も用いられている。
- (49) W. Rothwell, “‘Strange’, ‘Foreign’, and ‘Alien’: The Semantic History of Three Quasi-Synonyms in a Trilingual Medieval England”, *Modern Language Review*, 105(1) (2010), pp. 1–19 (pp. 17–19).
- (50) レッダウェイらも、史料上の “stranger (estraunge, straunge)” は、通常は “aliens” か、“foreigners (foreyns)” と表現される地方出身者すなわち「イングランドで生まれたよそ者 “strangers English-born”」を指すが、この用法に一貫性はなく、“strangers” は外国人と地方出身者の両方を含む可能性があるとしている。さらに “foreyns” ということばもまた、同様に外国人と地方出身者を含む場合があると述べている。規約集を現代英語訳して収録する際には、史料上の文言をそのまま用いたとのことである。Reddaway and Walker, *Goldsmiths' Company*, p. 220, n. 1.
- (51) 「事務係の宣誓 “Oath of the Beadle”」に “foreyns being denizens or strangers” とある。Reddaway and Walker, *Goldsmiths' Company*, p. 217.
- (52) 16世紀については、“foreigner” がイングランドのロンドン市外の地域の出身者、“stranger” が他の国々の出身者、と金細工師ギルドの書記が区別しているとのことである。Luu, “Aliens and their Impact”, p. 45, n. 16.
- (53) Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. xxxiii–xxxiv. ジェファソンは、文脈からそれぞれのことばが意味するものが明らかな場合は厳密に区別して訳している。たとえば、Jefferson, *Wardens' Accounts*, p. 243.
- (54) Reddaway and Walker, *Goldsmiths' Company*, p. 120; Sylvia L. Thrupp, “Aliens in and around London in the Fifteenth Century”, in *Studies in London History Presented to Philip Edmund Jones*, ed. by A. E. J. Hollaender and William Kellaway (London, 1969), pp. 251–272.
- (55) Jefferson, *Wardens' Accounts*, p. xxxiii.
- (56) イングランドに居住していた「外国人」の氏名・職業・居住地などをまとめたデータベース England's Immigrants 1330–1550 によると、当該年代のロンドンとサザックには68名の「外国人」金細

- 工師がいた。このうち 58 名の出身地が明らかにされており、うち 53 名がドイツ・フランドル地方出身者である。England's Immigrants 1330-1550 (<https://www.englishimmigrants.com/> (最終閲覧日：2019 年 11 月 11 日))。以下も参照。佐々井「中世後期ロンドンの金細工師ギルドと『外国人』」, p. 10.
- (57) Jefferson, *Wardens' Accounts*, p. xxxiii.
- (58) Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 460-463; Reddaway and Walker, *Goldsmiths' Company*, pp. 123-124.
- (59) Reddaway and Walker, *Goldsmiths' Company*, p. 250.
- (60) Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 242-245.
- (61) Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 242-243.
- (62) Lambert and Pajic, "Immigration and the Common Profit", pp. 637-642.
- (63) たとえば、1362 年の議事録に、「外国人」の氏名と納入した額の一覧がある。Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 84-85.
- (64) 1394 年の議事録では 100 シリング (5 ポンド) とあるが、規約集では 10 マーク (6 ポンド 13 シリング 4 ペンス) である。Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 242-245.
- (65) Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 460-463; Reddaway and Walker, *Goldsmiths' Company*, pp. 123-124. ジェファソンは史料の英語を転写したうえで、現代英語に訳したものを併記している。レッダウェイはごく一部を省略しているが史料をほぼそのまま転写したものを引用している。「監事と、多くの尊敬されるべき重要な人びとと、その他大勢のよき人びと」によって合意されたとあり、続いて「尊敬されるべき重要な人びと」の氏名が列挙されているが、レッダウェイらとジェファソンでは人数に違いがある。レッダウェイらの転写では 18 名だがジェファソンでは途中の 5 名分の氏名が欠落しており、13 名のみとなっている。欠落の理由は原史料を調査する必要がある。本稿で内容に言及する際には、主にジェファソンの現代英語訳を参考にしたが、必要に応じてジェファソンおよびレッダウェイらの原語の転写も参照した。
- (66) Reddaway and Walker, *Goldsmiths' Company*, pp. 121-122, 125.
- (67) Reddaway and Walker, *Goldsmiths' Company*, p. 123.
- (68) Reddaway and Walker, *Goldsmiths' Company*, pp. 128, 248.
- (69) Bolton, *Alien Communities*, p. 3.
- (70) W. Mark Ormrod and Jonathan Mackman, "Resident Aliens in Later Medieval England: Sources, Contexts, and Debates", in *Resident Aliens in Later Medieval England*, ed. by W. Mark Ormrod, Nicola McDonald, and Craig Taylor (Turnhout, 2017), pp. 1-32 (p. 8). スラップは, "householder" に分類された「外国人」の例として、商人や手工業者として自分自身の仕事場を持ち活動する者を挙げている。Thrupp, "Aliens in and around London", p. 252.
- (71) 本稿では、金細工師ギルドの史料中の "servants" には「職人」という訳語をあてた。金細工師ギルドの史料には "lowys" や "servant allowes (lowys)" がしばしば登場する。レッダウェイらは、これらのことばは金細工の仕事に従事することを許可された ("allowed") 者を意味し、元来は徒弟の訓練を終え、指定の金額を納め、ギルドの規則を守ることを誓った者に対して用いられたとしている。加えて、ロンドン以外のイングランド出身者および「外国人」で金細工の仕事に従事することを認められた者についても使われると説明している。また 15 世紀について, "servant" ということばが "lowys" すなわち親方とともに仕事をする者を示すことばとして用いられたと推測している。本稿で検討する規約についても、内容から判断してレッダウェイらの見解を支持して差し支えないと思われ、原語を付記したうえで "servant" "servant allowes" "allowes" のいずれも「職人」と記す。Reddaway and Walker, *Goldsmiths' Company*, p. 52, n. 21, p. 156, n. 14.

- (72) Reddaway and Walker, *Goldsmiths' Company*, p. 128.
- (73) Reddaway and Walker, *Goldsmiths' Company*, pp. 260-261.
- (74) Reddaway and Walker, *Goldsmiths' Company*, pp. 130-131, 263-265.
- (75) サザックとウェストミンスターで活動する「よそ者」に関して、仕事場に加えて「店“shop”」を構えていたことが記されているのが興味深い。ロンドン市内で店を構えることは、金細工師ギルドの監督がより厳しいために難しかったのだろうか。
- (76) 史料では“*And he shall also be sworn before the wardens*”とあり、時系列は明示されていないが、おそらく2年間の善き行いの後、という意味だと思われる。レッダウェイらもそのように解釈している。Reddaway and Walker, *Goldsmiths' Company*, p. 130.
- (77) 徒弟の訓練期間は、14・15世紀は7年あるいは10年とされていたようである。1370年の議事録には最低10年間とあるが、1394年の規約で最低で7年間とされた。レッダウェイらは、9年、12年、13年という例も挙げている。Reddaway and Walker, *Goldsmiths' Company*, pp. 80, 130, 228; Jefferson, *Wardens' Accounts*, pp. 130-131.
- (78) イングランドのロンドン以外の地域から来た金細工師については、1368年に制定された規約で、「徒弟について述べられているのと同様に」7年間職人（“*lowyce*”）としてロンドンの金細工師の下で働くことが求められた。規約16, Reddaway and Walker, *Goldsmiths' Company*, p. 231.
- (79) Reddaway and Walker, *Goldsmiths' Company*, p. 232.
- (80) Reddaway and Walker, *Goldsmiths' Company*, pp. 232-233.
- (81) 金細工師ギルドのフリーマンとは、ロンドンで金細工師として活動する権利や、金細工師ギルドの運営に関与する権利を得た者と考えられる。中世後期のロンドンでは、同職ギルドによって「フリーマン」と認められることでロンドン市民としての権利も得ることができた。Liddy, *Contesting the City*, pp. 44-46.
- (82) ルーは、16世紀後半のロンドンで活動していたアントウェルペン出身の金細工師について、ロンドンでの活動ののち出身地に戻った者もいたことを確認している。Luu, “*Aliens and their Impact*”, p. 51.
- (83) Ormrod and Mackman, “*Resident Aliens*”, p. 8; J. L. Bolton, “*London and the Anti-Alien Legislation of 1439-40*”, in *Resident Aliens in Later Medieval England*, ed. by Ormrod, McDonald, and Taylor, pp. 33-47 (pp. 36-40).
- (84) Reddaway and Walker, *Goldsmiths' Company*, p. 251.
- (85) Shannon McSheffrey, “*Stranger Artisans and the London Sanctuary of St. Martin le Grand in the Reign of Henry VIII*”, *Journal of Medieval and Early Modern Studies*, 43:3 (2013), pp. 545-571. 当文献については、以下で紹介されている。上野未央「中世後期ロンドンにおける『外国人』をめぐって」『大妻比較文化』17 (2016年), pp. 35-54 (pp. 48-52).
- (86) Ormrod, McDonald, and Taylor, eds, *Resident Aliens in Later Medieval England*.
- (87) Luu, “*Aliens and their Impact*”.
- (88) オームロッドとマックマンは、15世紀後半には多くの町で「外国人」など当該地域の外から来た人びとの労働を制限する動きが見られると述べている。ロンドンの金細工師ギルドの「外国人」対応もその傾向の一つに位置づけられるかもしれない。Ormrod and Mackman, “*Resident Aliens*”, p. 26.
- (89) アーチャーは、16世紀についてではあるが、ギルドの規約の最大の目的に品質の維持を挙げている。Ian W. Archer, *The Pursuit of Stability: Social Relations in Elizabethan London* (Cambridge, 1991), p. 125.
- (90) Reddaway and Walker, *Goldsmiths' Company*, p. 121, p. 156, n. 7.
- (91) たとえばパリ出身者や、イタリアのロンバルディア地方出身者が確認できる。Jefferson,

*Wardens'Accounts*, pp. 345, 463.

(92) Jonathan Good, “Alien Clothworkers”; Lambert and Pajic, “Immigration and the Common Profit”.

(2019 年 10 月 21 日 受理)